

令和6年度弁理士試験 論文式筆記試験問題集

[必須科目：意匠]

《受験上の注意》

1. この問題集には、試験開始の合図があるまで手を触れないでください。
2. 試験開始の合図があったら、乱丁・落丁がないか確認してください。
試験時間中に問題集の印刷不鮮明、汚れ等に気付いた場合は、挙手の上、監督員の指示に従ってください。また、問題集は、どのページも切り離してはいけません。
3. この問題集には、弁理士試験が実施される日において施行されている意匠法等に関する問題を2題掲載しています。
4. 試験問題の内容に関する質問には、試験後においても一切お答えできません。
5. 答案用紙への記載について、【問題Ⅰ】、【問題Ⅱ】のどちらを先に解答しても構いません。
なお、答案用紙の追加は一切行いません。
6. 答案用紙への記載は、黒又は青インクのボールペンもしくは万年筆を用いて、丁寧に記載してください（消しゴム、インクを消せる筆記具、鉛筆、サインペンは使用不可）。
訂正する場合は、該当箇所に二重取消し線を引いて訂正してください。
7. 答案作成検討（下書き）のため、答案構成用紙（A4判）を試験科目ごとに1枚配布します（追加配布はありません。）。
8. 試験時間は1時間30分です。
試験開始後60分間と終了前10分間は、退室できません。
なお、試験時間中のトイレは原則禁止します。ただし、やむを得ない場合や体調不良の場合等には挙手の上、監督員の指示に従ってください。
9. 試験時間中は、受験票、筆記具、時計、弁理士試験用法文集及び監督員から許可されたもの以外は、机の上に置かないでください。
また、携帯電話及びウェアラブル端末機等の通信機器並びに電子機器類の使用はできません。
監督員の指示に従って必ず電源を切ってかばんの中に入れてください。
なお、試験時間中に監督員から許可されているもの以外が机の上に置いてある場合や通信機器又は電子機器類を用いたと疑われる場合は不正行為とみなされることがあります。
10. アラーム付きの時計はアラームが鳴らないようにしてください。
11. 不正手段により試験を受けている者又はその疑いのある者に対しては、試験を停止します。
また、試験後、不正手段により試験を受けたことが判明した場合は、合格の決定を取り消します。
12. 試験時間中の喫煙及び飲食は厳禁とします。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル又はマイボトル1本（500ml程度）に限り飲むことができます。500mlを大幅に超える場合は撤去される場合があります。
ペットボトル等は、机の上に置かず、必ずふたをしめて足下に置き、こぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないように十分注意してください。
13. この問題集及び答案構成用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
ただし、途中退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、問題集及び答案構成用紙の上部余白に受験番号及び氏名を記載し、答案構成用紙を問題集に挟んで監督員に預け、本科目の試験時間終了後、受験者が退室してから5分以内に、受験票を持参の上、試験を受けた試験室に取りに来てください。
なお、受験者退室後5分以上経過してからの持ち帰りはできませんので御注意ください。

令和6年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題 I】

甲は、展望タワーPの意匠イ及び当該展望タワーの形状を模した置物の意匠ロを創作した。甲は、意匠イについて意匠登録出願A、意匠ロについて意匠登録出願Bをすることを考えている。

一方、乙は、甲とは関係なく展望タワーPに類似する展望タワーQを創作し、展望タワーQのほぼ全体を意匠登録を受けようとする部分とする意匠ハに係る意匠登録出願Cをすることを考えている。

上記及び各設問に記載の事実のみを前提として、以下の設問に答えよ。

なお、(1)、(2)はそれぞれ独立しているものとする。

(1) 甲は、展望タワーPの意匠イについて出願Aをした。甲が出願Aをした後、乙は、意匠ハに係る出願Cをした。その後、意匠イについて意匠権の設定の登録がされた。

出願Aとの関係において、出願Cについて想定される全ての拒絶の理由を述べよ。

なお、意匠イと意匠ハは類似するものである。また、出願Cをする際には、展望タワーP、展望タワーQ及び置物の意匠ロは公開されていないものとする。

(2) 甲は、外から見えないように仮囲いの中で展望タワーPの建築を完成させた後、仮囲いを外して展望タワーPを初めて公開した。

その後、甲が、展望タワーPの形状を模した置物の意匠ロについての意匠登録出願Bをする際に、展望タワーPの公開との関係において留意すべき事項について説明せよ。なお、意匠登録出願Bをする際には、置物の意匠ロは公開されていないものとする。

【50点】
(次頁に続く)

【問題Ⅱ】

甲は、筆記具等の製造・販売を主な事業とする会社であり、デザイナーである**乙**と共同して、使い切りの万年筆の意匠を創作した。当該万年筆は、本体にイルカの形の透明窓があり、内部に充填された青いインクにより青いイルカの形が現れるものである。**甲**及び**乙**は、意匠に係る物品を「万年筆」とする意匠登録出願を共同して行った。その後、**甲**は、その実施品である万年筆（以下「甲製品」という。）の製造・販売を開始した。

以上を前提に次の各設問に答えよ。なお、各設問は独立したものであり、各設問内の**丙**、**丁**、**戊**は、いずれも甲製品の実施について一切の権原を有していない。また、解答に際して、意匠登録を受ける権利又は意匠権の放棄及び譲渡並びに意匠登録の無効については考慮しなくてよい。

(1) **甲**及び**乙**は、当該意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、拒絶をすべき旨の審決がされた。**甲**は審決取消訴訟を提起したいと考えているが、**乙**は審決取消訴訟を提起することには消極的である。

この場合、**甲**は、単独で、審決取消訴訟を提起することができるか。理由とともに説明せよ。

(2) 当該意匠登録出願に係る万年筆の意匠について意匠登録がされ、**甲**及び**乙**は当該登録意匠に係る意匠権（以下「本件意匠権」という。）を共有している。**丙**は、登録意匠と類似する万年筆を業として製造・販売している。

この場合、**甲**は**丙**に対し、単独で、本件意匠権に基づく差止請求権を行使することができるか。理由とともに説明せよ。

(3) **丁**は、甲製品を購入した者から、未使用の当該甲製品を買い取り、それを業として販売している。

この場合、**丁**による当該販売行為は、本件意匠権の侵害となるか。理由とともに説明せよ。

(4) **戊**は、甲製品を購入した者から、使用済みの当該甲製品を回収し、内部に青いインクを再充填したもの（以下「戊製品」という。）を業として販売している。**戊**は、回収した使用済みの甲製品に穴を開け、インクを再充填してから、その穴を塞いでいる。

この場合、戊製品の販売行為は、本件意匠権の侵害となるか。理由とともに説明せよ。

【50点】